



県章

山形県公報

平成16年8月31日(火)
第1572号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則.....(農政企画課)...985

告 示

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(置賜総合支庁福祉課)...986

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同)...同

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程.....(産業政策課)...同

土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...988

土地改良事業の計画変更の認可.....(最上総合支庁農村計画課)...同

同.....(同)...同

土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...同

共同施行の土地区画整理事業の認可.....(都市計画課)...989

電線共同溝を整備すべき道路の指定.....(交通基盤課)...同

道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...990

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...同

特定調達契約に係る落札者の公告.....(米沢女子短期大学)...991

平成17年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校の

訓練生の募集.....(雇用労政課)...同

一般競争入札の公告.....(公安委員会)...993

採用候補者名簿の失効.....(人事委員会)...994

同.....(同)...同

正 誤

規 則

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第60号

山形県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県農業改良資金貸付規則(平成14年8月県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「第2条第2項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第885号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|--|--------------------------------|-------------|
| 株式会社ファーコス 東京都千代田区神田練堀町68ムラタヤビル 2 F | あいのもり薬局 東置賜郡高島町高島渋作299 - 10 | 平成16. 8. 11 |

山形県告示第886号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の 名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地 | | 変更年月日 |
|---------------------------|----------------|--------------|------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 有限会社三友医療 米沢市相生町 7 番52号 | さんゆうすずらん | | 平成16. 8. 3 |
| | 米沢市万世町桑山2194番地 | 米沢市徳町 4 番26号 | |

山形県告示第887号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程(昭和40年 4月県告示第341号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(補助事業及び補給金の額)

第2条 保証料補給金の交付の対象となる事業は、次の表の左欄に掲げる保証制度について協会が行う債務の保証とし、保証料補給金の額は、当該保証に係る債務につきそれぞれ右欄に掲げる補給割合で計算した金額の合計額以内の額とする。

| 保 証 制 度 | 補 給 割 合 | |
|-------------------|---------|------------|
| 小 額 融 資 保 証 制 度 | 県 持 | 年0.43パーセント |
| | 特 別 小 口 | 年0.34パーセント |
| 近 代 化 資 金 保 証 制 度 | 近 代 化 | 年0.43パーセント |

| | |
|---|------------|
| 新事業開拓 | 年0.43パーセント |
| 旅館施設整備 | 年0.43パーセント |
| エネルギー対策 | 年0.43パーセント |
| 労働力確保 | 年0.34パーセント |
| 中小小売商業 | 年0.34パーセント |
| 特定商業集積 | 年0.34パーセント |
| 特定事業活動 | 年0.43パーセント |
| 伝統的工芸品 | 年0.43パーセント |
| 輸入促進対内投資 | 年0.34パーセント |
| 地域伝統芸能 | 年0.34パーセント |
| 特定産業集積 | 年0.34パーセント |
| 流通業務効率化 | 年0.34パーセント |
| 中心市街地 | 年0.34パーセント |
| 地域新事業創出 | 年0.34パーセント |
| 経営基盤強化関連 | 年0.34パーセント |
| 経営資源再活用関連 | 年0.34パーセント |
| 新事業分野開拓 | 年0.34パーセント |
| 経営革新関連 | 年0.34パーセント |
| 経営資源活用関連 | 年0.34パーセント |
| 創業関連 | 年0.34パーセント |
| 新事業創出関連 | 年0.34パーセント |
| 周辺地域整備関連 | 年0.43パーセント |
| 季節資金保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。） | 年0.43パーセント |
| セーフティネット保証制度（山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。） | 年0.46パーセント |

別記様式中「 $\begin{matrix} 0.0034 \\ (0.0043) \end{matrix}$ 」を「(補給割合)」に改め、同様式の注書第1項中「資金ごと」を「保証制度ごと」に改め、同注書中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 各月の保証料補給金(C)の算定に用いる補給割合は、第2条に定める補給割合に応じ、0.0034、0.0043又は0.0046とすること。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 平成16年4月1日前に山形県信用保証協会が行った債務の保証に係る保証料補給金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第888号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|---------|-------------------|
| 理 事 | 鈴 木 誠 一 | 西村山郡大江町大字月布37番地の2 |

山形県告示第889号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 土地改良事業を行う者の名称
泉田川土地改良区(野々村地区農業用排水施設整備)
- 認可年月日
平成16年 8月23日

山形県告示第890号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 土地改良事業を行う者の名称
泉田川土地改良区(野々村地区暗渠排水)
- 認可年月日
平成16年 8月23日

山形県告示第891号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称 | 工事完了年月日 |
|-----------------|-----|--------|------------|
| 尼ヶ沢地区土地改良事業共同施行 | 尼ヶ沢 | 区画整理事業 | 平成16年7月30日 |

山形県告示第892号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、数人共同して行う土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成16年8月31日

山形県知事 高橋和雄

- 1 施行者の住所及び氏名

| | |
|-------------------|--------|
| 寒河江市大字島327番地 | 佐藤 義一 |
| 寒河江市大字島171番地 | 沖津 清志 |
| 寒河江市大字島302番地の1 | 沖津 憲男 |
| 寒河江市大字島字島東28番地の1 | 秋葉 信吉 |
| 寒河江市大字島18番地の2 | 阿部 保吉 |
| 寒河江市大字島326番地の1 | 飯淵 ヨシ子 |
| 寒河江市丸内三丁目1番2号 | 井田 正幸 |
| 寒河江市大字島180番地 | 大谷 順一 |
| 寒河江市大字島40番地 | 沖津 隆 |
| 寒河江市大字島349番地の1 | 沖津 ふみ江 |
| 寒河江市大字島174番地の2 | 沖津 昌雄 |
| 寒河江市大字島138番地 | 佐藤 勝治 |
| 寒河江市大字島286番地 | 佐藤 幸作 |
| 寒河江市大字島141番地の2 | 佐藤 トシ子 |
| 寒河江市大字島字島南320番地の7 | 鈴木 吉之丞 |
- 2 土地区画整理事業の名称
寒河江市島南土地区画整理事業
- 3 事務所の所在地
寒河江市大字島327番地
- 4 施行地区
寒河江市大字島字島南の一部
- 5 事業施行期間
平成16年8月31日から平成18年3月31日まで
- 6 施行認可の年月日
平成16年8月31日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
事務所の掲示場に掲示して行う

山形県告示第893号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課において平成16年8月31日から同年9月13日まで縦覧に供する。

平成16年8月31日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡停車場線

- 3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市末広町 6 番 4 号から
同 6 番89号まで (上り線に限る)
- 4 指定年月日 平成16年 8月31日

山形県告示第894号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年 8月31日から同年 9月13日まで縦覧に供する。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄舟形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|------|-------------------|---------------|
| 新庄市大字本合海字本合海201番から 同 字上野1807番153まで | 旧 | 12.0 メートル 3.8 | メートル 895 |
| 新庄市大字本合海字自姓寺1807番276から 同 字上野1807番153まで | | 50.0 メートル 17.5 | メートル 465 |
| 新庄市大字本合海字本合海201番から 同 字上野1807番153まで | 新 | 12.0 メートル 3.8 | メートル 895 |
| 新庄市大字本合海字山崎370番 1 から 同 字上野1807番153まで | | 52.0 メートル 13.0 | メートル 1,012 |

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年 8月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日
平成16年 8月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名 称
特定非営利活動法人 わいわい・かんとりー
- (2) 代表者の氏名
関根 信明
- (3) 主たる事務所の所在地
飽海郡遊佐町大字吉出字石動 6
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、自立及び社会参加を支援し、地域生活が円滑に出来るよう、障害者福祉の増進を目的とし、広く公益に貢献することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年8月31日

山形県知事 高橋和雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立米沢女子短期大学教育用コンピュータ賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立米沢女子短期大学教務学生課 山形県米沢市通町六丁目15番1号 電話番号0238(22)7330
- 3 落札者を決定した日 平成16年7月15日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 88,074,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成16年6月25日

平成17年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

平成16年8月31日

山形県知事 高橋和雄

1 募集定員

| 校名 | 訓練課程 | 訓練科目 | 訓練期間 | 募集定員 |
|------------------|--------|-----------|------|------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専門課程 | メカトロニクス科 | 2年 | 20名 |
| | | 情報管理システム科 | 2年 | 30名 |
| | | 情報制御システム科 | 2年 | 30名 |
| | | 建築環境システム科 | 2年 | 20名 |
| | 専門短期課程 | 産業情報専攻科 | 1年 | 10名 |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程 | 制御機械科 | 2年 | 20名 |
| | | 電子情報科 | 2年 | 20名 |
| | | 国際経営科 | 2年 | 20名 |

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める平成17年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成17年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

2 試験の期日及び場所

| 校名 | 訓練課程 | 区分 | 期日 | 場所 |
|---------------|------|--------|---------------|-------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専門課程 | 推薦入学試験 | 平成16年11月7日(日) | 山形県立産業技術短期大学校 山形市松栄二丁目2番1号 |
| | | 一般入学試験 | 平成17年2月6日(日) | |

| | | | | |
|----------------------|---------|------------|----------------|---|
| | 専門短期課程 | 第1期選考試験 | 平成16年 9月27日(月) | |
| | | 第2期選考試験 | 平成17年 3月 1日(火) | |
| 山形県立産業技術短期 大学校庄内校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験 | 平成16年11月 6日(土) | 山形県立産業技術短期 大学校庄内校 酒田市京田三丁目57番 4号 |
| | | 一般入学試験(前期) | 平成17年 1月22日(土) | |
| | | 一般入学試験(後期) | 平成17年 3月 5日(土) | |

3 試験科目

| 校 名 | 訓練課程 | 区 分 | 試 験 科 目 |
|----------------------|---------|--------------------------------|--|
| 山形県立産業技術短期 大学校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験 | 筆記試験(数学 及び数学)及び面接 |
| | | 一般入学試験 | 筆記試験 (1) 数学 及び数学 (2) 英語 及び英語 |
| | 専門短期課程 | 第1期選考試験 | 書類審査及び面接 |
| | | 第2期選考試験 | 書類審査及び面接 |
| 山形県立産業技術短期 大学校庄内校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験 | 制御機械科及び電子情報科 筆記試験(数学)及び面接 国際経営科 筆記試験(小論文)及び面接 |
| | | 一般入学試験(前期) 及び一般入学試験 (後期) | 制御機械科及び電子情報科 筆記試験 (1) 数学 及び数学 (2) 小論文 面接 国際経営科 筆記試験 (1) 小論文 以下4科目から1科目選択 (2) 英語 及び英語 (3) 簿記 (4) 政治・経済 (5) 情報処理 面接 |

4 応募手続

入学志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

| 校名 | 訓練課程 | 区分 | 受付期間 |
|------------------|--------|------------|----------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専門課程 | 推薦入学試験 | 平成16年10月18日(月)から同月29日(金)まで |
| | | 一般入学試験 | 平成17年1月17日(月)から同月28日(金)まで |
| | 専門短期課程 | 第1期選考試験 | 平成16年9月6日(月)から同月17日(金)まで |
| | | 第2期選考試験 | 平成17年2月7日(月)から同月18日(金)まで |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程 | 推薦入学試験 | 平成16年10月18日(月)から同月29日(金)まで |
| | | 一般入学試験(前期) | 平成17年1月5日(水)から同月14日(金)まで |
| | | 一般入学試験(後期) | 平成17年2月18日(金)から同月25日(金)まで |

5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成17年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成17年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成17年度山形県立産業技術短期大学校専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)、山形県立産業技術短期大学校(電話023(643)8431)又は山形県立産業技術短期大学校庄内校(電話0234(31)2300)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、二輪運転シミュレータ機器の貸借について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年8月31日

山形県知事 高橋和雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日時 平成16年10月8日(金)午後2時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
二輪運転シミュレータ機器の貸借 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成17年5月1日から平成24年4月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明でき

ること。

(3) 7の(1)により提出された納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
天童市大字高掬字立谷川原北3400 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成16年9月14日(火)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)第33条第1項第2号の規定により、平成15年8月26日に確定した平成15年度山形県職員採用上級試験の採用候補者名簿を平成16年8月26日をもって失効させた。

平成16年8月31日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)第33条第1項第2号の規定により、平成15年9月17日に確定した平成15年度山形県警察官採用試験(警察官A(男性)及び警察官A(女性))の採用候補者名簿を平成16年8月26日をもって失効させた。

平成16年8月31日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 古 澤 茂 堂

正 誤

| 発行年月日 | 県公報 番号 | ページ | 行 | 誤 | 正 |
|------------|-----------|-----|----|----------|----------|
| 平成16. 7. 2 | 第1555号 | 822 | 21 | 「年279万年」 | 「年279万円」 |